答 申 第 １ ３ 号
平成２０年４月２２日

佐賀市長　秀　島　敏　行　様

佐賀市個人情報保護審査会
会　長　　村　上　英　明

佐賀市個人情報保護条例第７条第３項第６号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第７条第３項第６号に基づき、平成２０年４月４日付け佐市総政第１号により諮問がありました個人情報の本人以外からの収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

１　空き家の所有者情報を収集する際は、収集先である自治会長に対し、収集する個人情報の利用方法等のみならず、事業全体の目的や内容について説明を行い、個人情報を第三者から収集する必要性を十分理解させること。

また、本事業の実施にあたっては、実施地区の住民はもとより市民等に対し広く周知する方策を講じること。

２　個人情報の収集、管理及び利用方法については、佐賀市個人情報保護条例を遵守することはもちろん、収集した個人情報を、本人の了承なく今回の諮問事項以外で利用したり、電子計算機処理を行う際には再度、本審査会に諮問すること。